# 屋島小学校PTAボランティア要綱

# 第1条 [目的]

この要綱は、会員が気軽にPTA活動に参加できる機会を提供するとともに、児童の学校生活をより一層支援することを目的に、地域・学校・PTAの依頼に応じて、積極的にボランティアとして活動していただける会員を募集・登録し、その登録ボランティアが当団体と協働して児童の健やかな育成を図ることができるよう「屋島小学校PTAボランティア」運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 「種類と活動]

この要綱で定めるボランティアの種類及び活動は、次のとおりとする。

(1) 運営ボランティア 場内外整理、案内・誘導等の運営サポート

(2) 作業ボランティア 活動の際の資料準備、写真撮影等の作業スタッフのサポート

#### 第3条 [活動範囲]

ボランティアの活動範囲は、本校で実施される事業でのボランティア活動に限る。ただし、地域からの依頼等によってはその限りではない。

#### 第4条 「報酬」

前条に規定するボランティア活動に対する報酬は基本無償とするが、ボランティア実施にあたる必要諸費に 関してはPTA会費等より拠出する。

#### 第5条 [登録]

- 1. ボランティア登録できる者は、以下の条件を満たすものとする。
- (1) 屋島小学校PTA会員の者。
- (2) 当団体の依頼に応じて積極的に活動していただける者。
- 2. ボランティア登録を了承いただける者は、ミッタメールにて登録をするものとする。
- 3. ボランティアの登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中に登録した者は、翌登録日から加入年度末までとする。

### 第6条 [登録の抹消]

当団体は、ボランティアが次のいずれかに該当するときは、この登録を抹消することができる。

- (1) ボランティアから登録抹消の申し出があったとき。
- (2) ボランティア及び当団体の信用を失墜する行為、活動上の知り得た秘密の漏洩などボランティアとして 不適切と認められる事実が発生したとき。
- (3) 病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められるとき。
- (4) その他、当団体が不適格と認めたとき。

# 第7条 [服務]

ボランティア活動の際は、必要に応じて腕章や各家庭に配布されているビブス等を着用する。

### 第8条 [補償制度]

PTAの活動として実施するボランティア活動は補償の範囲とする。

## 第9条 [個人情報保護]

個人情報保護に関しては、次のとおりとする。

(1) 当団体は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

- (2) 登録ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。
- (3) 第6条に規定する不要となった個人情報は、管理者了承のもとで、適正かつ速やかに廃棄する。

# 第10条 [免責等]

- 1. ボランティア及び依頼団体等は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 2. ボランティアが活動により被った損害や賠償責任に係る補償の範囲は、第8条に規定する保険から支払われる金額を限度とする。
- 3. ボランティアの活動不履行により依頼団体等が被った損害について、当団体は賠償の責を負わない。

### 第11条 [委任]

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第12条 [改正]

当団体の「屋島小学校PTAボランティア要綱」は、評議委員会において改正する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。